

沖縄県低所得子育て家庭日常生活支援事業実施要綱

(令和4年6月13日制定)

(目的)

第1条 本事業は、子育て中の家庭が、就労や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の変化により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣するなど、子育て家庭の生活の安定と子どもの健全育成を図ることを目的とする。

(事業の委託)

第2条 本事業は、沖縄県が適切と認めた者（以下「受託者」という。）に委託して実施するものとする。

2 本事業の受託者は、対象家庭や地域を考慮し、対象家庭の円滑な支援のため、分割して委託することができる。

(対象家庭)

第3条 対象者は、次に掲げる子育て世帯であって、疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭若しくは乳幼児又は小学校に就学する児童を養育している家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭とする。

- (1) 沖縄県に居住し児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2第1項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会で要保護児童又は要支援児童として登録されている児童若しくはこれらに類する家庭環境に置かれていると市町村が認める児童が属する世帯（以下「要保護児童等対象世帯」という。）
- (2) 市町村民所得割が非課税である世帯（児童の保護者（父又は母のうち、所得が高い者）が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民所得割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者が世帯主である世帯）
- (3) 生活保護受給世帯（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の適

用を受けている世帯)

- (4) 前3号に掲げるほか、ヤングケアラー等本事業の支援が必要とされる家庭
2 前項の規定に関わらず、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定されている事業の対象世帯は除く。

（便宜の種類）

第4条 便宜の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 生活援助の内容は、家事、介護、その他の日常生活の便宜とする。
(2) 子育て支援の内容は、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする。

（事業の実施場所）

第5条 本事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
被生活援助者の居宅
(2) 子育て支援
ア 家庭生活支援員の居宅
イ 児童館等低所得の子育て家庭の利用しやすい適切な場所（子育て支援を受ける者の居宅を含む）

（家庭生活支援員の選定等）

第6条 本事業の受託者は、次の各号に定める要件に該当する者のうちから家庭生活支援員を選定する。

- (1) 生活援助
旧訪問介護員（ホームヘルパー）、介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修等の資格を有する者、又はこれと同等の研修を修了した者
(2) 子育て支援
沖縄県ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（昭和61年3月12日制定）に定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者又はこれと同等の研修を修了した者として沖縄県知事が認めた者。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第12号及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第14項）における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」の実施について（平成26年5月

29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別紙1の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とすることができる。

- 2 受託者は、家庭生活支援員を選定した場合、家庭生活支援員登録名簿（第10号様式）を作成し、知事に報告するものとする。登録内容に変更があった場合は、速やかに名簿の変更を行うとともに、知事に報告することとする。

（派遣対象家庭の名簿作成等）

第7条 第3条に規定する対象家庭は、家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、低所得子育て家庭日常生活支援申請書（第1号様式）に、子育て家庭であることを証明する書類（児童手当支払通知書、特別児童手当証書、住民票等の写し）及び前年の所得（1月から7月までに行う申請については前々年の所得とする。以下同じ。）と課税の状況を証明するもの（市町村民税課税証明書等の写し又は生活保護受給証明書）を添付して事業者等に提出するものとする。ただし、要保護児童等対象世帯については、申請書を省略することができる。

- 2 市町村は、派遣対象家庭からの申請を受け付けた際又は要保護児童等対象世帯で派遣の要請が必要と判断した時は、関係書類を添付のうえ、受託者へ提出する。
- 3 受託者は、前項の申請書を含む関係書類の提出があったときは、内容を審査し、低所得子育て家庭日常生活支援対象者名簿（第2号様式。以下「名簿」という。）を作成するものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、名簿登録等の手続きは派遣の申請と同時にあっても差し支えない。
- 4 受託者は、名簿に登載された対象家庭（以下「派遣対象家庭」という。）に対し、家庭生活支援員の派遣を要請する場合の連絡先等を記した登録票（第3号様式。以下「登録票」という。）を交付するものとする。なお、前項による審査の結果、不承認となった対象家庭については、不承認通知（第4号様式）を交付するものとする。
- 5 派遣対象家庭は、登録内容に変更があった場合は、変更届（第5号様式）に変更事項を証明する書類を添付して、市町村長を経由して受託者に提出するものとする。
- 6 受託者は、前項の提出があったときは、変更内容について審査し、支援の要

否を決定したうえで、変更後の登録票を派遣対象家庭あてに交付するものとする。

(家庭生活支援員の派遣等の決定等)

第8条 受託者は、事業の実施に当たり、家庭生活支援員の派遣の調整等を行うコーディネーターを配置し、家庭生活支援員の派遣等を必要とする低所得の子育て家庭又は当該家庭の近隣に在住する者等からの要請を受け付けるものとする。

- 2 派遣の要請を受けた受託者は、名簿等と照合し、低所得子育て家庭日常生活支援要請処理簿（第6号様式。以下「要請処理簿」という。）に記入の上、派遣の決定を行うものとする。ただし、派遣対象家庭以外からの要請の場合は、家庭生活支援員の派遣等の可否について、派遣対象家庭の意向を確認とともに、必要に応じ、関係機関と連携を図ることとする。
- 3 家庭生活支援員の派遣要請を行った派遣対象家庭は、要請と同時に前年の所得の証明書を提出しなければならない（登録・要請等で当該年度の証明書を既に提出してある場合を除く）。
- 4 受託者は、前項の提出があり、派遣対象家庭の課税状況等に変更が認められる場合は、変更後の登録票又は支援終了通知（第7号様式）を派遣対象家庭あて交付するものとする。
- 5 家庭生活支援員の派遣等を受けた派遣対象家庭は、支援終了後に日常生活支援確認書（第9号様式）により受託者へ対して便宜の内容について報告を行うものとする。

(家庭生活支援員の業務内容)

第9条 家庭生活支援員は、次に掲げるもののうち必要と認められる便宜を供与する。ただし、第5号については、介護認定や障害認定を受けている家族の介助を除く。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の世話
- (4) 住居の掃除
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品等の買物
- (7) 医療機関等との連絡

(8) その他必要な用務

2 事業実施上の留意点は、次のとおりとする。

- (1) 支援内容を生活援助と子育て支援に区分し、実施単位は1時間を単位とする。なお、派遣対象家庭の居宅における子育て支援は、生活援助として取り扱うこと。
- (2) 派遣対象家庭のニーズに応じて、時間外、休日、夜間にも対応できるようすること。また、子育て支援については、深夜から引き続き早朝まで預かりを実施した場合には、宿泊として取り扱うものとする。
- (3) 必要な便宜を提供する場合において、日常生活における食事や掃除等に関する親への助言や指導について要望がある場合には、可能な限り、当該助言や指導も含め支援を実施すること。
- (4) 親又は児童の疾病により支援が必要な場合には、かかりつけの医師、救急病院の連絡先等必要な情報を確認すること。
- (5) 派遣等の日数は、原則として年間24日以内とする。派遣日数の決定は、当該事業の予算及び当該派遣対象家庭において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲内で行う。なお、年間24日を超えて派遣が必要と受託者が判断した場合は、知事と協議のうえ、年間24日を超えて派遣することができる。
- (6) 講習会等職業訓練を受講している場所及び児童館等（派遣対象家庭の居宅を除く）の場所で児童の子育て支援サービスを実施する場合には、次の点に留意して実施すること。
ア 対象児童は5人以下とし、対象児童が5人を超える場合は、児童5人ごとに家庭生活支援員を1人追加配置すること。

(家庭生活支援員に対する手当)

第10条 受託者は、家庭生活支援員に対し、支援内容及び単位に応じて別紙2により派遣等に要した費用を支給すること。

(広報活動)

第11条 受託者は、地域住民に対し、広報等により事業の内容の周知徹底を図るものとする。

(管理)

第12条 受託者は、家庭生活支援員派遣実績を日常生活支援事業実績報告書（第

8号様式)により記録し管理すること。

(留意事項)

第13条 受託者及び家庭生活支援員は、その業務を行うに当たっては、派遣対象家庭の人格を尊重し、当該家庭に関して職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 受託者及び家庭生活支援員は、市町村、教育機関、医療機関、民生委員、児童委員、保育施設等と連絡を密にすることにより、派遣対象家庭の生活の安定と子どもの健全育成に努めなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月17日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月30日から施行し、令和7年4月1日から適用する。